# 都道府県 <br> 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 <br> 中 核 市 

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス施設•事業所職員のための感染対策マニュアルについて

障害福祉サービスは，障害者その家族等の生活に欠かせないものであり，十分な感染防止対策を前提として，利用者に対して必要なサービスが安定的•継続的に提供されることが重要である。

今般，障害福祉サービス施設•事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として，必要 な感染症の知識や対応方法等を「障害福祉サービス施設•事業所職員のための感染対策マニ ユアル」として，とりまとめましたので，御了知の上，管内各市町村及び関係団体等に周知 されたい。障害福祉サービス施設•事業所職員のための感染対策マニュアル

## 【揭載場所】

https：／／www．mhlw．go．jp／stf／newpage＿15758．html


